令和元年度 実務研修

契約•検査事務概論

令和元年7月10日(水)



《目次》

Ι	契約って?	
	〇定義	· · · · · · · P1
	〇種類	P1
п	地方公共団体が締結する契約の特徴は?	
	〇定義	P2
	○契約自由の原則の例外	P2
	〇最近の都の契約の動き、その他留意すべき事項	· · · · · · · P4
Ш	契約事務の概要は?	
	1. 誰が。(契約の締結権者)	P <mark>7</mark>
	2. 誰と。(契約の相手方)	P <mark>7</mark>
	3. 何をどのかたちで。(契約の種類・形態)	P8
	4. どのように。(契約の手法)	P10
	5.支払はどのような方法を。(契約書等に定める代金の支払方法)	P13
	6. 契約後の対応にはどのようなものが?	P <mark>14</mark>
	7. 根拠規定は?	P <mark>15</mark>
IV	履行の確認とは?	
	〇検査・監督事務の重要性	· · · · · · · P <mark>16</mark>
	(1)検査	••••••P <mark>16</mark>
	(2) 監督	P <mark>20</mark>

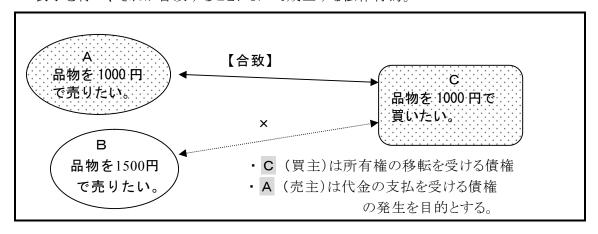
製約事務の基礎

I 契約って?

〇定義

『互いに対立する2個以上の意思表示(合意)によって成立する法律行為』

一二>一定の法律効果の発生を目的として、二人以上の当事者が互いに相対立する意思 表示を行い、それが合致することによって成立する法律行為。



〇種類

- 1 公法上の契約
 - *法律上特に明示されている場合に限り成立

例:地方公共団体間の事務の委託【自治法第252条の14】、市町村の一般廃棄物 収集、運搬、処分委託【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2】

- 2 私法上の契約 ⇒契約担当者の処理する契約はこの範疇のもの。

私法上 の契約 ・債権契約・物権契約・準物権契約・身分上の契約(婚姻・養子縁組等)

狭義の契約(上記のうち*債権契約*のみをいう。)

- ・債権契約 ⇒民法では、債権契約について、①贈与、②売買、③交換、
- ④消費貸借、⑤使用貸借、⑥賃貸借、⑦雇用、⑧請負、⑨委任、⑩寄託、
- ⑪組合、⑫終身定期金、⑬和解の13種類を規定。【民法549~696条】

-【用語説明】-

* 売買(民法第555条~)

当事者の一方(売主)がある財産権を相手方(買主)に移転し、相手方がこれに対してその代金を支払う契約。

* 貸借(民法第587条~)

1)消費貸借

当事者の一方(借主)が相手方(貸主)から金銭その他の代替物を受け取り、これと同種・同等・同量の物を返還する契約。

②使用貸借

無償で物の使用・収益を目的として借受け、その後、返還をすることを約束する契約。

③賃貸借

有償で物の使用。収益を受ける契約。

【用語説明】

* 請負(民法第632条~)

当事者の一方(請負人)がある仕事を完成させ、他方(注文者)がその仕事の結果に対して報酬を支払う契約(仕事の内容が特定していて、報酬の支払が仕事の結果と対応関係にあるもの)。

* 委任(民法第643条~)

当事者の一方(委任者)がある仕事をすることを相手方(受任者)に委託し、相手方がこれを承諾する契約。(仕事の内容が相手方の処理に委ねられていて、仕事の成否の有無を問わずに報酬が支払われる。受任者は委任の本旨に従い、善良なる管理者の注意を以て委任事務を処理する義務を負う。)

Ⅱ 地方公共団体が締結する契約の特徴は?

〇定義

『売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。』【自治法第234条第1項】

⇒自治法上、地方公共団体の契約という場合、私法上の契約のうちでも「狭義の契約」 である「債権契約」に限定されるものと解される。



地方公共団体が私人と対等の地位において締結するものであるので、これを規律する実体法も私人と同様に、原則として民法その他の私法規定であり、いわゆる「契約自由の原則」が適用される。

⇒自治法、条例、規則等に定めのないことは、民法の規定による。

例:「法律行為の要素に錯誤があるなど、意思表示を無効とする事由のある入札 が無効であること」 [民法第95条(錯誤)]

⇒民法上の契約は、両当事者間の合意(申込と承諾)によって成立し、何らの方式を必要と しない。(不要式行為)

〇契約自由の原則の例外

- 1 要式行為
 - * 自治法上契約書を作成する場合には、両当事者が契約書に記名・押印しなければ当該 契約は確定しないものと規定。【自治法第234条第5項】⇒ 契約の確定時期に影響。

①契約の確定の解釈

競争入札による契約における説としては、

- 第1説・・・「落札のあったときに契約の予約が成立し、契約書の作成手続が完了したと きに本契約が成立する」(昭和35年5月24日最高裁民事判例)
- 第2説・・・「落札によって一応契約は成立しているが、契約書を作成する義務が残って いる範囲で不完全とする」
- ⇒契約は実質的に落札のときに成立し、当事者が契約書に記名押印したときに完全なものとなる。

《備考》

「工事請負等指名競争入札参加心得」(物品等も同様)によると、「落札者は落札者となった旨の通知を受けた日から起算して5日以内に契約書を作成し、記名押印のうえ、図面及び仕様書を添えて提出しなければならない」と定め、「期間内に契約書を提出しないときは、落札者はその効力を失うことがある」としている。

②契約書を作成しない場合(請書による場合)の契約確定時期

「契約書の作成を省略する場合」は、民法の原則にかえって発信主義による。

- ①随意契約の場合・・・相手方に通知したとき。
- ②競争入札の場合・・・落札のとき。

(参考)

【意思決定手順との関係】

〇随意契約の場合

- ①別記第10号様式2「下記により随意契約する。」-契約方法起案決定
- ②見積合わせ
- ③別記第10号様式3「下記により随意契約する。」-契約相手方起案決定
- ④契約相手方に通知・・・契約確定

〇競争入札の場合

- ①別記第10号様式「下記により指名競争入札に付する。」-契約方法起案決定
- ②入札→落札・・・契約確定(意思決定は要しない。)
- *自治法第234条第3項・・「普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札に付する場合においては、政令の定めるところにより契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込をした者を契約の相手方とするものとする。」

2 歳出予算の制約

支出の原因となるべき契約その他の行為(支出負担行為)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。(自治法第232条の3)・・・歳出予算の裏づけ⇒歳出予算については、議決後、配当または配付があった後でなければ、支出負担行為をすることができない。

【議決後契約の例外①】

準備契約=新年度初日に履行期が来てしまう契約(例:日常清掃委託、賃貸借契約、 新聞の購読、複写サービスに関する契約)⇒これらは、予算成立後に起案・業者の選 定・契約の締結を行っていたのでは間に合わないので、4月1日に契約を締結させる のに必要な準備作業を当初予算議決前の前年度に行う。

【準備契約時の記載】

本契約は、今和〇〇年度歳入歳出予算が令和〇〇年3月31日までに都議会で可決された場合において、令和〇〇年4月1日に確定するものとする。

- ⇒予算議決との関係から、契約にあたって一定の条件を付している。(解除権付契約)
- *指名競争入札(見積)通知書に新年度予算成立を条件とする旨明示しておくとともに、 事案決定原議、契約締結原議の余白に上記文言を記載しておく。

【議決後契約の例外②】

長期継続契約 (P.8)

3 議会の議決を要する契約

自治法第96条では、議会の議決事件として「その種類及び金額について政令で定める基準に従 い条例で定める契約を締結すること」(5号)と規定している。

議会の議決を要する契約は、議会の同意議決をもって正規に契約を締結できるものであるが、 議案提出の時点で契約の相手方及び契約内容が特定されていなければならないので、あらかじめ 相手方と仮契約を締結しておく必要がある。

都では「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」により、以下のよ うに定められている。

契約:予定価格9億円以上の工事又は製造の請負

財産:予定価格2億円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については 1件2万平方メートル以上)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払い

〇最近の都の契約の動き、その他留意すべき事項

- 1 公共調達の3原則
 - ①公正性(透明性)の確保・・・公正な業者選定、機種選定手続き等
 - ②経済性(競争性)の確保・・・希望制競争入札等
 - ③品質(適正履行)の確保・・・的確な仕様書の作成と、適正な完了検査等
- 2 政策課題への対応
 - ①中小企業の受注確保【官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律】
 - ②身障者多数雇用企業への優先指名【昭63年62財経庶第956号財務局長通知】
 - *【東京都物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準】

上記①②を優先指名。

③政策目的随意契約制度

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に基づく、福祉施設等 (シルバー人材センター等)及び新商品の生産により新たな事業分野の開拓を 図る者として知事の認定を受けた者に対する、随意契約の制度が整備された。

- 4環境への配慮
 - ア ディーゼル車規制適合車による配送
 - 東京都グリーン購入ガイド(環境に配慮した印刷インキの使用・古紙配合率等)
 - ウ 廃棄物処理(産業廃棄物の適正委託・家電リサイクル法、自動車リサイクル 法に基づく適正処理)
- 電子調達システムの本格導入(平成25年度より) ※ 24財経総第1711号通知

 - ○希望制指名競争入札の適用範囲の拡大 ⇒ 物品等においても全ての指名競争入札 に拡大。(都庁ホームページ:入札情報サービスで公表)
 - ○少額随意契約を含め、全ての契約案件を登録する。
- 4 入札契約事務に係る情報管理の徹底【厳格管理情報の指定】 ※ 26財経総第1933号通知
 - 〇予定価格、最低制限価格、指名業者数・業者名 等、公にされていない時点における 契約事務に係る情報を「厳格管理情報」に指定
 - ○契約担当職員のみならず、起工課職員も含め、積算情報等管理の徹底を図る
 - ○厳格管理情報が含まれる起案文書については、契約目途額等が記載された資料を封筒又は 封印を行ったうえで回付を行うこと
 - ※予定価格(積算内訳など)等とともに、仕様書も厳格管理情報として取り扱うこととされ ています。電子起案の際には、留意してください。

5 入札契約制度改革 (制度改革の試行から本格実施へ)

【入札契約制度改革の本格実施】

- *対象案件:競争入札に付する工事請負契約案件
 - ①予定価格の事後公表 (平成30年6月25日公表案件より適用)

原則として事後公表とするが、以下の価格帯については、予定価格を事前公表する。

- ·建築工事 4億4千万円未満
- ・土木工事 3億5千万円未満
- ・設備工事 2億5千万円未満
- ※予定価格が250万円超の特命での工事案件は、予定価格を事後公表する。
- ※最低制限価格の公表は、入札経過調書公表時に行う。
- ②JV結成義務の撤廃(JVでも単体企業でも応札できる混合入札に)
- ③1者入札の中止(入札参加希望者が1者の場合に入札を中止) ※本格実施しない
- ③低入札価格調査制度の適用範囲の拡大
- 6 委任規則(東京都契約事務の委任等に関する規則)の改定(平成27年度より)
 - 〇知事の契約締結権限のうち、局長に委任する契約限度額の引き上げ (エ事系のみ)
 - ·建築工事 2億円 ⇒ 3億5千万円 ·設備工事 2千6百万円 ⇒ 4千万円
 - ・土木工事 1億5千万円 $\Rightarrow 2億5$ 千万円 ・工事系委託 1千万円 $\Rightarrow 2$ 千万円
 - ※ 農業振興事務所・森林事務所においては、土木工事のみ 2億5千万円に引上げ
- 7 特定調達契約(WTO案件)(※平成31年度適用)

国際貿易機関(WTO)のもとで定められた新たな政府調達協定のもとで、一定額以上(3,000万円以上の物品等の買入れ、借入れやサービス等、22億9千万円以上の建設工事、2億2千万円以上の設計・測量等)については、「特例政令の規定が適用される契約の手続き」(7財経総第1047号)に基づき、特別な契約手続きに依らなければならない。

- ○東京都公報による公示 (一部は英語による表記。)、
- ○入札の公告は、入札日の40日前までに行わなければならない。
- ○工事等の最低制限価格を設けることができない。
- ○特定の製品を指定することがはできない。

8 各種付議委員会への付議手続

契約にあたり、前記1の「公共調達の3原則」に則り事故防止を図る観点から、所においても概ね、次のような合議制による各種委員会設置の規程等を整備し、その運用を図っている。

1. 指名業者選定委員会(指名競争入札に係る参加業者の選定)

各契約種別に予定価格が入札となるもので、所長の契約締結権限内のもの

例:2級事業所-工事(予定価格250万円以上800万円未満)、請負及び委託(予定価格100万円以上600万円未満)、物品の買入れ(予定価格160万円以上300万円未満)

- 2. 工事等施工者選定委員会(工事、測量、設計等に係る特定の相手方の選定)
- 3. 機種選定委員会(機械類の仕様書の策定又は機種の指定)
- 4. 委託等随意契約業者選定委員会(特定の相手方との随意契約による契約の業者選定)
- 9 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(平成27年3月改正)

都が締結するすべての契約から暴力団等を排除する。また、都の契約の下請負人等から も排除する。

排除措置(一般競争入札・指名競争入札・随意契約からの排除)+契約の解除ができるよ

う措置を講じる(暴力団等排除に関する特約条項を契約書に規定)。

Ⅲ 契約事務の概要は?

- 1. 誰が。(契約の締結権者)
- (1) 原則は、知事(長)の権限
 - ①長の担任事務

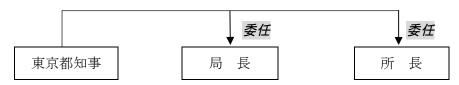
予算を調整し、及びこれを執行すること。【自治法第149条第2号】

②長の事務の委任

長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に<u>委任</u>し、又はこれに臨時に代理させることができる。【自治法第153条第1項】

- (2) 規則による委任
 - ①東京都契約事務の委任等に関する規則

局長、所長に委任する契約事務の範囲等を定める。*委任の範囲は別添資料のとおり(P. 22☆)



*知事から委任を受けた者(局長・所長)

受任者は自己の名と責任において契約を締結する。 [局長名・所長名] (知事は委任した範囲内で職務権限を失う。)

*補助執行 (財務局長へ契約締結請求する契約)・・・委任規則第4章

委任や代理と異なり、内部的に知事の権限を補助し、執行するもので権限そのものには移動がない、対外的な表示は知事の名で行われる。

→都が設立した外郭団体に対する事務事業の委託で、その事務事業が当該団体の設立目的になっているものは、委任規則の対象外の契約であり、各局長及び所長が補助執行事務として処理して 差し支えない。(知事名の契約となる。)

《事例研究》 ・・・*A 事業所(所長参事:2級所)で*・・・

部長決定で運用

- ① 590万円の委託契約をする場合-事案決定(所長)・契約(所長) ✓
- ②700万円の委託契約をする場合-事案決定(所長)/・契約(局長)
- ② 900万円の委託契約をする場合-事案決定(部長)、契約(局長)
- ④1000万円の委託契約をする場合-事案決定(部長)、契約(局長が財務局長に請求)
- ②資金前渡を受けた者に対する契約事務の委任に関する規則

資金前渡受者が、交付を受けた資金の範囲内で契約締結できる。

2. 誰と。(契約の相手方)

法人(公法人・私法人) 又は 自然人(私人)

競争入札参加有資格者との取引においては、財務局の競争入札参加資格申請者の受付票をもって、 代表者、印鑑の確認を行うことが可能である。

*受付票(資格者証)は申請者自らパソコンで印刷し、代表者印(代理人印・使用印)を押印し、 裏面に代表者印の印鑑証明書を貼付して原本とする。

また、有資格者名簿に登録されていない者との契約に当たっては、登記簿謄(抄)本、印鑑証明書 等で確認を行う。

(1) 自然人

制限行為能力者でないこと。(原則として、未成年者、被補助人、被保佐人、成年被後見人の各本人とは完全な契約を締結できない。)

(2) 法人

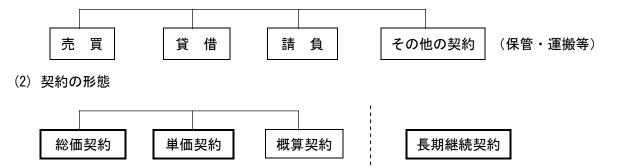
- ①株式会社・・・代表取締役。(なお、支店等と契約する場合で、その支店等が有資格者名簿に 登載されている場合は、財務局発行の「東京都受付簿」で確認するが、他の場合は、 代理関係を証明する委任状により確認する。)
- ②合名会社···業務執行社員。
- ③合資会社・・・代表社員(いないときは無限責任社員)。
- ④有限会社・・・代表取締役(いないときは取締役)。
- ⑤公益法人(一般(公益)社団法人・財団法人)・・・代表理事(理事)。
- ⑥学校法人・・・理事長

(3) 権利能力なき社団

同窓会・研究会等の権利能力なき社団を契約の相手方とする場合は、これらの代表者の個人名義で契約する。

3. 何をどのかたちで。(契約の種類・形態)

(1) 契約の種類【自治法第234条】



①総価契約

契約の要素となる単価、数量及び金額(総価額)を確定した上で締結するもの。都の契約は総価 契約を原則とする。

②単価契約

物品又は役務の給付について、その規格及び単位当たりの価格だけを決定し、金額はその給付の 実績によって算定することを内容とするもの。

☆単価契約とする場合の判断基準【契約規則第13条第1項】

『予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。 ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の 場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる』

⇒「一定期間継続してする契約」の場合に、物品の供給等の予定数量が多少とも確定できない場合に適用。(実態に合わせて経済性、合理性を考慮して選択)

例:ア 一定期間の複写サービスの契約

- イ 一定期間の健康診断委託契約
- ウ 一定期間の自動車ガソリン供給契約 等
- *単価契約は、契約締結時において契約金額が不確定であるために予算を超えて執行することがないように、推定総金額(単価×予定数量)を定めて処理する。
- *単価契約が随意契約でよいか、指名競争入札となるかは、推定総金額で判断。
- *単価契約で当初の予定数量を越える場合は、契約変更ではなく、新たな契約で処理。

☆複数単価契約

物品の供給等の給付の内容に複数の種類があり、それぞれに単価を設定して契約を行うもの。 (複写サービス等)

- ⇒*複数単価契約の場合には、推定総金額 が<u>少額随意契約の限度額</u>を超える場合でも、 随意契約によることができる。
- 《備考》これは、総価契約であれば、入札の際その内訳の中で契約単価が予定単価を越えたものがあっても、総価で下回っていれば問題はないが、複数単価契約では、<u>各単価が全て予定単価を下回らなければならない</u>ため、単価調整する必要があり、現実の問題として指名競争入札になじみにくいという判断。【自治令第167条の2第1項2号適用】

※複数単価契約の契約手続に関する運用変更

予定推定総金額を入札(見積)書比較価格として、総額による競争入札又は競争見積による随意契約とし、自動落札により落札者等を決定する方法(総額競争方式)へと平成30年度の試行を経て平成31年度から変更実施されています。

③概算契約

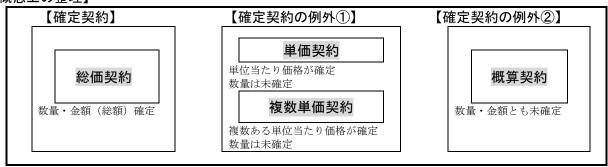
契約締結時の契約金額が確定せず概算で見込まれているもの。

⇒ 契約の目的の数量、単価、金額等をあらかじめ確定することが困難なため、これを後日、契約履行の進行につれて、あるいは履行完了の段階において決定することとし、未確定のまま概算金額として締結する必要のある場合に適用。

例:継続して購読する雑誌で、発行回数や各回ごとの価格が一定でないもの。

- *概算契約は、単価契約と並んで総価契約の特例で、極めて例外的なものであるので、濫用されることがあってはならない。
- *また、契約額が不確定なため予算を超過することのないよう、発注限度額(予定単価×数量) を定め、精算の時期及び方法を決めておくことが必要。

【概念上の整理】



4. 長期継続契約

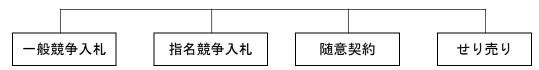
翌年度以降にわたる「電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約」又は「不動産を借りる契約」「その他政令で定める契約(物品の借り入れ又は役務の提供を受ける契約で条例で定めるもの)」に適用。【自治法第234条の3】

- * 自治法第214条で、継続費等を除き、翌年度以降にわたる債務の負担については予算で債務 負担行為として定めておかなければならない(予算の単年度主義)と規定しているが、長期継続契 約は、この特例である。
- * 「賃借料10万円で5年間建物を賃借する契約」等も長期継続契約として締結できるが、契約中に「契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削減があった場合には、この契約を変更又は解除することができる。」旨を記載しておく必要がある。
- * 平成18年4月「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例、施行規則」が施行され、リース契約・電子計算機保守、機械警備、複写サービス等の経常的かつ継続的な役務の提供の契約にも長期継続契約が可能となった。

- *長期継続契約で総価契約の例:リース契約
- *長期継続契約で単価(複数単価)契約の例:複写サービス

4. どのように。(契約の手法)

【契約の締結方法】



(1) 一般競争入札(公開競争方式)

契約に必要な条件を公報等で公告し、不特定多数の者を誘引して、入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提示した者と契約を締結する方法。(都議会付議案件等)

- ○長所・・・広く誰にでも入札機会を与えられ最も公正、経済性を発揮。
- ●短所・・・入札手続複雑、公告等に経費を必要。(財務局:入札案件の公告から入札まで最低40日必要。)
 - ・・・価格だけの競争により、不信用・不誠実な者の参加により、公正な競争を妨げる。 ややもすると、品質、出来形が粗悪となるおそれ。

(2) 指名競争入札

資力、信用その他について適切と認める特定多数の者を指名して、入札の方法によって競争させ、 最も有利な条件を提供した者と契約を締結する方法。

- ○長所・・・適当と認める業者の選定である点で、履行能力、信用性等が確保。
 - ・・入札手続き比較的簡易。
 - ●短所・・・入札参加者が限定される。競争の効果が減退。業者間談合の懸念。
 - ⇒指名の公正化、適正な予定価格の設定等に十分な配慮が必要。

《備考》*指名競争入札によることが出来る場合【自治令第167条】

- ①工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- ②その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
 - ③ 般競争入札に付することが不利と認められるとき。



希望制指名競争入札 ⇒契約案件を事前に入札情報サービスで公表し、入札参加希望を受け付けた上で、業者選定し指名を行うもの。

(3) 随意契約

競争入札によらないで、任意に特定の相手を選んで契約を締結する方法。(特定の相手方との協議による契約)

- ○長所・・・信用、実績のある業者を任意に選定でき、履行の確実性が確保。
 - ・・事務負担の軽減と効率化。
 - ・・・必ずしも価格のみならず、他の要素を含めて契約の相手方を決定できる。
- ●短所・・・競争性が損なわれ、相手方の選定に疑問をもたれやすい。
 - ⇒このため、実務においては、複数の見積書を徴する競争見積による随意契約方式を活用。
 - 、┌ ①30万円以上 − 2 者以上の者から見積書徴収。
 - . ②30万円未満-単数の見積書を徴収のみで差し支えない。
 - 【①規第34条·②12財経総第2077号財務局長通知】

《備考》 * 随意契約によることが出来る場合【自治令第167条の2】

①売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては予定賃貸借の年額 又は総額)が別表の額を超えないものをするとき。(1号)

(別表-別添資料のとおり P.22★) ⇒「少額随契」。

- ②性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。(2号)「不適条項」
 - ア 不動産の買入れ又は借入れ契約
 - ⇒特定の相手方との折衝の結果、価格その他の条件が整った上で契約を締結するのが 一般的。
 - イ 物品の製造等のための物品売払契約
 - ⇒物品の製造、修理、加工、又は納入に使用させるため、都が契約の相手方の必要と する物品を売払う場合にする契約。
 - ウ その他の契約

〔例〕

- a 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき。
- b 特殊の性質を有する品物を買入れ、若しくは契約について特別の目的があること により品物の買入れ先が特定されているとき又は特殊技術を必要とするとき。
- c 試験のための工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき。
- d 契約の内容を秘密にする必要があるとき。
- e 国又は他の公共団体と直接契約するとき。
- f 法令等により価格が一定されているとき。(例:切手、公共料金)
- ④ 祉関係施設等から物品等を調達する契約をするとき。(3号)

政策目的随意契約(障害者福祉施設、シルバー人材センター等)

(平成18年4月1日-都規則施行)

- ⑤ 商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者から物品を買入れる場合 (4号) 政策目的随意契約(ベンチャー企業等)(平成18年4月1日 都規則施行)
- *③、④の政策目的随意契約にあたっては、公表の手続が必要【契約事務規則第34条の3】
- ⑤緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (5号) 天地事変その他これに準ずる緊急の場合で競争入札に付するいとまのないとき。
- ⑥競争入札に付することが不利と認められるとき。 (6号) 「不利条項」 現に履行中の工事、物品買入れに直接関連する契約を履行中の契約者以外の者に履行 させることが不利なとき。

例えば、ある工事を施工中、当初は予想できなかった関連工事施工の必要が生じた場合で、 しかも別個に契約すると割高となる場合。

- ⑦時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (7号) 例えば、ある物品を購入するときに特定の業者がその物品を相当多量に保有し、しかも 他の業者が保有している当該同一物品の価格に比して著しく有利な価格でこれを購入できる場合。
- ⑧競争入札に付して入札者がいないとき又は再度の入札に付して落札者がないとき。(8号)
 - ⇒*この場合には、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初の競争入札に付する ときに定めた条件を変更することができない。【自治令第167条の2第2項】
- ⑨落札者が契約を締結しないとき。 (9号)
 - ⇒ *この場合には、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除く ほか、最初の競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。 【自治令第167条の2第3項】
- *8、⑨の場合において、予定価格又は落札金額を分割して計算するときができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

〇特命随意契約

随意契約のうち上記②、⑥、⑦で、特定の理由に基づいて特定の相手方と契約する 方法が、特命随意契約である。(別紙体系参照)

- \Rightarrow \int ①全く競争性がないため、合理的な理由に基づく相手方の選定が必要。
 - [②特命理由書を作成し、起案文書に添付する必要。]

【参考-特命随意契約自己点検項目(平成16年度)】

- ア 特命理由として妥当でないと判断され、競争が可能なものでないか。
- イ 予定価格を作成する上で相手方の見積のみで行っていないか。
- ウ 長期(5年以上)に渡り、同一の特命理由で特命随意契約を行ってきたものについて、状況の変化から特命理由が成立しないものでないか。
- エ 物品の購入などで、特命の前提となる「製品指定」が妥当なものか。
- オ 分割発注することにより、競争性を確保できるにもかかわらず、まとめて 特命随意契約していないか。

【参考-特命随意契約に関する情報の公表について(平成25年度)】

件名、金額、採用者、特命理由について すべて公表

【参考-特命随意契約の適切な取扱い】30財経総第345号第4の8(1)

当該案件の<u>当初の契約手続きにおいて競争入札(見積)を経て受託した者が特命の相手となっている案件</u>で、その主な特命理由が「業務を熟知している」となっているものは、当該案件を履行できる唯一の者である理由が極めて希薄であり、「業務の熟知」は履行した結果でしかない。

O企画提案方式(企画コンペ方式)による契約

複数の業者から契約内容についての提案を募り、企画内容として優秀で、最も有利な提案をした業者を契約の相手方に決定する方式。

- ①都において仕様内容を全て完成させることができず、より一層レベルの高いものが要求される場合等に採用。
- ②「随意契約」の一種で、単数の見積書を徴する「特命随意契約」の相手方 を契約締結手続きの事前段階で選定する方式とみられる。
 - (③業者の選定審査に当たっては、「審査委員会」等の合議制の機関によって 審査するなど、選定審査の公明性の確保に留意する必要がある。
 - ※自治体での契約手続きは競争入札によることが大原則であり、企画提案方式を 選択する場合には、企画提案方式でなければならない理由を明確に示すことが 必要である。

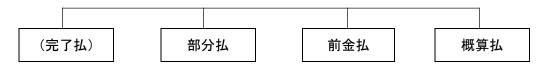
(4) せり売り

買受者が口頭で価格を競うもの。他の競争者の申出価格を知ってお互いに競争するもので、競売ともいわれる。動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものをするときに限られる。 【自治令第167条の3】

《参考》総合評価競争入札方式

予定価格の制限の範囲内において、品質確保を図るため、価格、技術的能力、履行体制等を総合的に評価して落札者を決定する方式

5. 支払はどのような方法を。(契約書等に定める代金の支払方法)



(1) 支払方法

①支払の原則

地方公共団体が締結する双務契約においては、当該相手方の給付が完了し、その確認又は完了した後において支払うのが原則である。契約代金の支出の特例として、以下のものを認めている。 ⇒いずれの場合も意思決定し、契約書等に明示することが必要。

*支出の特例

普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより資金前渡・<u>概算払・前金払</u>・繰替払・隔地払・口座振替の方法によってこれをすることができる。【自治法第232条の5第2項】

⇒【自治令第161条~165条の2】

②支払時期

*支払遅延防止法 ⇒ 支払の時期は、検査終了後、<u>適法な</u>支払請求書を受理した日から工事代金は、 40日以内、その他の代金は30日以内と定められている。

> 特別の事情で、当事者が合意して延長する場合でも工事代金は60日以内、 その他の代金は45日以内までとなっている。

> 支払時期をあらかじめ約定しなかったときは、支払請求書を受理してから 15日以内の日を定めたものとみなされる。

【政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条~7条・10条】

*都の標準契約書においても、適法な支払請求を受けた日から起算して次のように規定されている。

契約の種類	支 払 期 限
工事請負契約	支払請求後 40日以内
物品購入契約	支払請求後 30日以内

(2) 部分払

工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入れ契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前にその対価の一部を払うことである。

⇒部分払をするためには、あらかじめ契約をもって定めておく必要がある。

⇒限度額【契規第44条の2】

①工事若しくは製造その他の請負契約・・・既済部分の10分の9以内。

(性質上可分なものは完済部分の対価の全額まで)

(3) 前金払

契約相手方の義務履行前にその対価を支払うものである。

①【自治令第163条、都会計規則第84条】で規定するもの

〔都会計規則で定める主たる経費〕

- ○官公署に対して支払う経費
- ○補助金、負担金、交付金及び委託費
- ○前金で支払をしなければ契約することが困難な請負、買入れ又は借入れに要する経費
- ○定期刊行物の代価、定額制供給に係る電灯電力料及び日本放送協会に対し支払う受信料
- ○保険料

この場合の前払については、基準、限度額の定めはないが、契約履行の難易、契約数量の多寡、 履行期間の長短等を考慮のうえ、その内容から<u>前金で支払う必要性が認められ、契約書等に定められていることが必要。</u>

- ②【公共工事の前払金保証事業に関する法律】に基づく工事(都会計規則第84条12号)
 - 〇地方公共団体が施工する公共工事については、政令等の定めるところにより、前金払いする ことができる。【自治令附則第7条・都契規第44条】
 - ⇒ これは、工事の請負契約について、その着手時に資材の購入、仮設工事等に多額の資金を必要とするので、着手資金を前払いとすることにより工事の適正かつ円滑な履行を確保しようとする趣旨である。
 - ⇒ この場合も、あらかじめ契約書等に定められていることが必要。

〇前払金額

- ①契約金額が36億円未満の場合 ⇒ 契約金額の3割(土木、建築、設備工事は4割)を超えない額 (3億6千万円を限度とする。)
- ②契約金額が36億円以上の場合 ⇒ 契約金額の1割を超えない額

(4) 概算払

債権者は確定しているが、債務金額が未確定で履行期も到来していない場合に、あらかじめ概算額の全部又はその一部を債権者に交付し、後日、債務金額が確定したときに精算するもの。

⇒この精算は、当該年度(出納整理期間を含む)において行わなければならない。(年度をまたがる概算払旅費の精算のような例外もある。)

〇概算払ができる経費の範囲

- ①【自治法施行令第162条】
 - ア 旅費 イ 官公署に対して支払う経費 ウ 補助金、負担金及び交付金
 - エ 社会保険基金、国保連合会に支払う診療報酬 オ 訴訟に要する経費
 - カ 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上概算をもって支払いをしなければ事務の取扱い に支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの

②【会計規則第83条】

- キ 保険料 ク 生活保護法・児童福祉法に基づく委託入所経費 ケ 土地家屋の購入に伴う 当該家屋又は物件の移転料 コ 土地家屋又は物件の購入代金
- サ 自治法第244条の2第3項(公の施設)の規定に基づき都の施設の管理を行わせる場合における当該管理に要する経費 シ 前各号に掲げるもののほか、概算払により支払をしなければ契約することが困難であると認められる委託に要する経費で会計管理者が別に定めるもの
- ③「会計管理者が別に定めるもの」(10出総第2050号)

次の条件のいずれをも満たすもののうちから、局長又は所長が概算払いの必要性を認めるもの。 ア **委託先が公益法人等の信頼のおける団体であると局長又は所長が認めるもの**であって、 概算払による資金の交付を受けても、当該委託に要する経費以外に流用することなく、適切

な会計処理を行うことができること。

イ 委託先においては、概算払による資金を受けなければ、当該委託事業の実施が明らかに 困難であると認められること。

【支出の特例の整理】

	原 則	部分払	前金払	概算払
債務金額確定	0	0	0	×
債権者確定	0	0	0	0
履行期到来	0	Δ	×	×

- 注) 〇印ー確定あるいは到来しているもの。
 - ×印ー未確定あるいは到来していないもの。
 - △印ー一部確定あるいは到来しているもの。

6. 契約後の対応にはどういうものが?(例外処理)

(1) 契約内容の変更

- ⇒すでに成立している契約の内容を協議によって変更すること。
- * 当事者双方に生じた情勢の変化に対応し、実情に応じた条件のもとに、容易に当初の契約目的の履行を確保していこうとする軽微な場合にのみ認められる。
- *出来る目安・・減額変更5割減、増額変更2割増。但し、単価契約×。

*当初随意契約で締結した案件については、原則として、変更後の契約金額が随意契約できる範囲内に限り許されるとされている。(例えば、当初80万円で契約した委託契約についての変更は100万円を超えない範囲内において、原則として認められる。)

(2) 契約の解除

- ⇒一方の当事者の為す意思表示によって、既に有効に成立した契約の効力を解消させて、その契約がはじめから存在しなかった場合と同様の法律効果を生じさせること。
- ①約定解除:標準契約書-物品第15条(発注者の解除権)、15条の2(談合その他不正行為による

解除)、17条(受注者の解除権)など

- ②法定解除:民法第541条から543条-債務不履行による(履行遅滞、履行不能、不完全履行)
- ③協議解除:標準契約書-物品第16条、工事第44条

*競争入札参加禁止

競争入札に参加しようとする者が、履行不能等により契約を解除された場合、自治法施行令 第167条の4第2項第5号の規程に該当し、競争入札参加禁止となる場合がある。

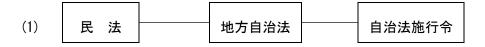
- ○東京都では、通常2年間の競争入札参加禁止としている。
- (参考) 落札者と決定された者又は随意契約において契約の相手方として決定された者が、正当な理由 がなく契約を締結しない場合は、指名停止となる。

(3) 債務不履行に伴う違約金

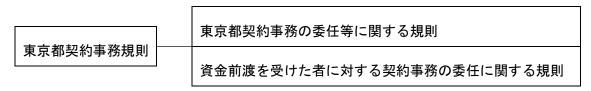
- ①契約違約金(契約解除の場合、契約金額(既納部分を減じた額)の100分の10)
- ②遅延違約金(遅延日数につき契約金額に5%の割合を乗じて得た額を徴収)
- ③支払代金遅延違約金(支払遅延防止等に関する法律に基づき、都がこれに抵触した場合)
- *標準契約書では、「発注者は、協議解除、受注者の解除権による解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない」旨を定めている。

7. 根拠規程は?

下記のものが根拠となる。また、都庁ホームページの「入札情報サービス」の「契約制度関係」の中で契約関係規程等の情報が閲覧できる。(この情報は、業者も閲覧できる。)



(2) 契約関係



(3) その他 (関係規則)



IV 履行の確認とは?

〇検査・監督事務の重要性

検査及び監督は、契約の相手方の履行に際して、その履行が契約の内容どおり適正になされたか否かを確認する行為であって、原則として対価の支払の前提行為となるものである。

⇒検査、監督の厳正な執行は契約の目的を達成するための要点であり、予算執行の適正化を 期するためにも、極めて重要である。

- ・自治法及び施行令等において、検査、監督の必要性、方法等を規定。【自治法 第234条の2第1項、施行令第167条の15】
- ・都では、【契規第45条~53条】で検査、監督の一般的事項を規定するとともに、 検査の実施については【検査規程】で細目を規定。監督については、【工事施 工規程第16~17条】等に定めがある。

(1)検査

検査とは、契約の相手方の給付が完了した場合等に、その給付内容-(品質、規格、性能、数量等)が契約の内容どおり適正に行われているか否かを、<u>契約書、仕様書、及</u>び設計書その他の関係書類に基づき確認する行為である。

①検査の種類【契規第50条、検査規程第3条】

ア 完了検査

工事又は、製造の完成、物品の完納その他の給付を確認するための検査。

イ 既済部分検査又は既納部分検査

給付の完了前に、代価の一部を支払う必要がある場合(部分払)において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認をするための検査。

ウ 中間検査

工事又は製造の完成、物品の完納その他の給付の完了前において行う性能又は仮組立状態その他の確認をするための検査。

工 清算検査

契約を解除しようとする場合において行う既済部分又は既納部分の確認をするための検査。

才 材料検査

契約の相手方がその給付を行うために使用する材料の確認をするための検査。

②検査員【契約委任規則第41条】

局長及び所長が締結した契約についての検査は、所属職員のうちからあらかじめ<u>局</u> 長及び所長が指定した職員により行わせる。

⇒局長及び所長は、毎年4月1日現在において検査員名簿を作成し、4月30日 までに財務局長に報告しなければならない。【契約委任規則別記第9号様式の2】 所長 ── 局長(取りまとめ) ── 財務局長 ⇒ * 履行場所が遠隔地である契約がある場合には、予め検査可能な職員を検査員として指 定しておく。(「産業労働局検査事務要領」(平成16年9月1日付16産労総総第493号))

③検査の方法【契規第50条】

- ア 契約の目的が請負契約であるとき
- イ 契約の目的が請負契約以外の契約であるとき
 - ☆ 給付の完了の確認 (既納部分検査の確認を含む)を契約書その他の関係書類に基づき当該給付の内容及び数量について行う。
 - ⇒契約の相手方がその給付を行うために使用する材料についても仕様書、設計書その 他の関係書類に基づきその内容及び数量の検査を行い、必要があるときは破壊、分解 若しくは試験によって行う。

④検査の立会い【検査規程第13条】

検査を実施するに当たっては、必要に応じて関係職員の立会いを求めることとされている。

- ア 工事又は製造の請負契約 ➡ 監督員又は工事主管課長が指定する職員
- イ 物品の買入れ契約及び印刷の請負契約 → 出納機関及び契約担当者等が指定する職員 _ ___

物品管理の適正を期するため、<u>物品管理規則第41条の規定により出納手続を</u> <u>省略できる場合(*)</u>を除き、必ず出納機関の立会いを求めるものとすること。 とされている。

○検査調書等「立会人欄」への出納機関(物品出納員)による押印

ウ 上記ア、イ以外の契約 → 契約担当者等が指定する職員

《備考》

- ☆出納手続を省略できる物品(物規41条)
- ☆契約担当者等 (検査事務規程)

知事及び契約担当者(契約事務の委任等に関する規則により、知事からあらかじめ 契約に関する事務を処理する権限を委任された者(局長・所長))

検査の合否決定権者

通常、契約検査事務を主管する課の 課長が行う。

○検査の完了⇒検査調書の作成⇒検査員の合否の判断に基づき、 契約担当者等において合否を決定。

【検査事務規程第30条】



*検査調書の契約担当者等欄に押印(検査調書を省略することができる場合 (200万円未満)は納品書等の欄外余白に「契約担当者等欄」を表示し押印)

⑤ 検査の時期

契約の締結に際し、書面により検査の時期を明示しておかなければならない。 【支払遅延防止法第4条第1項】

 \int

- *この時期は、給付の通知を受けた日から工事にあっては、 *1 4 日以内*、 その他については *1 0 日以内*である。
- (注)・納付の通知を受けた日は、上記日数内に含まれる。(初日参入)
 - ・日数の末日が祝祭日又は日曜日に当たるときはその翌日となる。
 - * ただし、年度末における検査は、工事、物品等何れの場合も 3月31日までに完了しなければならない。

⑥検査の一部省略【契規第49条】

単価が20万円未満の物品の買入れで、その給付完了後取替、修繕等の特約がある ものについては、数量以外の検査を省略することができる。

⑦検査員による検査を必要としない契約 【「契規第50条第2項ただし書の規定に基づく検査員の検査を要しない契約の指定について」(昭和54年53財経庶第1400号】

〇都が締結する契約

ア 検査員による検査を要する契約

イ 検査員による検査を要しない契約



☆検査員による検査を要しない契約(財務局長指定)

- 1 物件の買入れに関する契約で次に掲げるもの
 - ①不動産の買入れ契約
 - ②会議式典等における食料品類の買入れ契約
 - ③新聞、雑誌、官報及び法令集等の買入れ契約
 - ④生花の買入れ契約
 - ⑤焼却その他の処分を目的として行う物件の買入れ契約
 - ⑥給油所において給油を受ける自動車用燃料の買入れ契約
- 2 権利の買入れに関する契約
- 3 物件の売払いに関する契約
- 4 物件の借入れに関する契約
- 5 委託契約で次に掲げるもの
 - ① 事務事業の委託契約(注、結核健康診断の業務委託、条例の定めるところによる 公の施設の管理委託、盲人福祉事業の委託、知的障害者等の措置委託、公債の募集 委託、宿泊施設の運営委託その他これらに類する委託契約とし、作業委託契約を含 まない。)
 - ② 公庁(公社・公団を含む。)に対する委託契約

- ③研究の委託契約(注、調査委託契約を含まない。)
- ④試験検査の委託契約
- ⑤研修、実習の委託契約
- ⑥宿直、警備、受付案内及び電話交換委託契約
- ⑦鑑定委託契約
- ⑧写真の撮影委託契約
- ⑨講演、映画及び演芸上演委託契約
- ⑩広告委託契約
- ⑪各種機械類の運転・保守委託契約
- ⑩電子計算業務委託契約
- (13)葬祭委託契約
- (4) 自動車保守警備委託契約
- 6 電気、ガス(プロパンガスを含む)及び水の供給契約
- 7 公衆電気通信の役務の提供を受ける契約
- 8 放送受信契約
- 9 ラジオ及びテレビの放送契約
- 10 保管に関する契約
- 11 運搬に関する契約
- 12 試験問題の印刷に関する契約
- 13 ほん訳又は通訳に関する契約
- 14 速記に関する契約
- 15 写真の現像、焼付及び引伸しに関する契約
- 16 青写真の作成に関する契約
- 17 物件の移転その他の損失補償に関する契約
- 18 料金後納による郵便の利用に関する契約
- 19 事業の共同主催等に係る経費の分担に関する契約
- 20 労働者派遣契約



以上の契約については、検査員による検査は不要であるが、*履行の確認*を次のように 行う必要がある。

- ア 当該契約若しくは当該事業を主管する課の課長が、自ら又は所属職員に命じ その報告に基づいて行わなければならない。
- イ 契約書又は請書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行い、履行 完了の届出書類等に<u>確認した旨並びに確認年月日、確認者の職・氏名・印を表</u> 示する。

⑧検査調書の作成

- ○契約金額200万円以上契約は、検査調書を作成しなければならない。
- * 検査員は、検査を完了した時は、速やかに検査調書(別記第4号様式)を2通作成し、契約担当者等に報告する。報告を受けた契約担当者等は速やかに合否の決定をし、その結果を検査調書により契約の相手方及び契約締結請求課の長に通知する。【検査規程第30条第1項、2項】

⇒検査の結果、不合格の場合については、契約担当者等の承認を得て1回に限り、 期間を定めて相手方に手直し、補強又は引換えをさせることができる。 (手直し期間10日以内の場合は、契約担当者等の承認不要。)

☆検査調書作成の省略【契規第52条】

請負契約又は物件の買入れその他の契約等で、契約金額が200万円未満(単価による契約にあっては、契約金額に給付を受けた1回の数量を乗じて得た額とし、また委託契約で、分割して履行されるものについては、1回の履行に相当する額が200万円未満の場合)の契約については、検査調書の作成が省略できる。

- ⇒この場合には、次の様式等の検査員欄に記名押印して報告を行う。
- 〇工事・・・工事完了届(契約委任規則別記4号様式の2)
- 〇委託・・・委託完了届 (別記4号様式の6)
- 〇物品買入れ契約については、納品書の様式が廃止され、契約の相手方が作成する、 知事の定める項目を記載した納品書の余白等を用いて表側の 1 箇所にまとめて
 - ⇒「検査年月日欄」「検査員職氏名印欄」及び「立会人職氏名印(出納機関)欄」を設ける。



☆検査調書の作成を省略することができる場合の範囲の拡大について 【昭和52年4月51財経庶第1416号財務局長通知】

○上記金額(200万円未満)の契約に係る検査調書の作成は省略する原則に加え、「清掃委託、給食委託等の作業委託」については、毎回の履行が繰り返されるごとに履行が完了していくものであり、その性格は、単価契約の場合と類似しているので、事務の合理化を図るため検査調書の作成を省略できることとした。

⇒この場合においては、契約書に定められた支払期間ごとに提出させる「委託 完了届」(第4号様式の6)により差し支えないものであるが、その処理に当たっ ては、毎回の履行を確認簿等に基づき確認しておくべきこと。

(2)監督

監督とは、<u>工事又は製造についての請負契約</u>において契約の性質又は目的により、検査のみによってはその履行の確保に万全を期せられない場合に、<u>その履行の過程において当該履行場所で立会い、工程の管理、指示その他の方法によって</u>当該契約の適正な履行の確保を図ることである。

- ⇒ ・監督は検査の補完的役割を果たすもの。
 - ・監督が必要かどうかは、個々の契約事案に即して判断。
 - ・監督員は、検査員の職務と兼ねることはできない。(島嶼等を除く)
 - ・監督員は監督の実施状況について、契約担当者等に随時必要な報告を行う。

《参考1》

○財務局長が締結の手続をとった建物管理委託の検査方法について 【昭和53年4月52財経庶第1474号財務局長通知】

現在、財務局長が各局長から契約締結の請求を受けて処理している建物管理委託契約の検査事務については、東京都契約事務の委任等に関する規則に基づき、必要があるときは間接検査により処理しているが、次の事例に該当する場合には、同規則第35条の規定に基づき、当該履行場所である所の所属職員をして検査をおこなわせることができるものとする。この場合において、同条第2項に定める協議は省略するものとする。

- ①履行場所が複数の所にわたる契約であるため、局長から契約締結の請求を受けて処理 するもの。
- ②履行場所が所であるが、事案の決定権が所長の決定権の範囲を超えるため、局長から契約締結の請求を受けて処理するもの。

【関連】上記②と同様、所を履行場所として局長が締結する契約について、部の実施起案文書に明記 することにより、所の検査員をして検査を行わせ、所で合否決定を行うことができる。

《参考2》

- ○資金前渡契約に係る検査事務の処理 【昭和43年7月43財経庶第564号財務局長通知】
- ①資金前渡契約に係る検査は、資金前渡を受けた者に対する契約事務の委任に関する 規則により、契約事務とあわせて資金前渡を受けた者(以下「資金前渡受者」という。) に委任されているものであること。
- ②上記の検査事務は、資金前渡受者が自ら行うことが原則であるが、検査の内容その他によりこれを他の職員に行わせることが適当であると認める場合においては、契約事務委任規則により予め指定された検査員に行わせることができるものであること。

【検査のポイント】

例:《印刷物関係》

- ○仕様書に沿って検査を行うのが大原則。数量、規格、寸法等。
- ○仕様書記載以外のポイント
 - ①使用紙見本(主管部署の承認を得たもの)を提出させる。
 - ②使用紙の出荷証明書を提出させる。
 - ③写真・イラスト等については、二重写・配色のダブリ・色の滲み・被写体の欠落 等がないことを確認する。
 - ④針金綴じの針金に錆が生じていないこと。
 - ⑤中綴じ製本の場合は、本文が表紙からはみ出していないことを確認する。
 - ⑥所定の印刷番号及び刊行物番号等の記載があること。(印刷物取扱規程第5条第5項)
 - ⑦再生紙使用等の印刷物については、その旨の記載があること。

(印刷物取扱規程の一部改正等について)

物品(機械器具)購入手続関係各種委員会等資料

項 目 契約目途額等	契約手続きによる区分		事案決定区分 契約権限 (処務規程)		機種選定委員会 指名業者選定委員会 (*2)		その他 (IT推進協議等)			
大小日	リース物件	物品買入	物品区分		物品買入	リース物件		物件買入	リース物件	
— 1 0 万円	随意契約		消耗品	所【課長級】	所【記	果長級】				自動車(庁有車) については、金 額にかかわらず 「車種選定委員 会」(総務部)
		随意契約	備品				100万円以上		80万円以上	へ付議する。 -
- 150万円							所【課長】 機種選定委員会		所【課長】業者選定委員会	
一160万円	指名競争		重要物品	所【部長級】	所【	部長級】	所【部長】 機種選定委員会	160万円以上 所【部長】業 者選定委員会	所【部長】業 者選定委員会	
— 300万円	77 48	指名競争	(取得価格)				部機種選定委員会	局 業者選定		OA予算全て 及び 事業予算のシステ ム経費で予定価格3
500万円				局【部長】		知事が指定	局	委員会	局 業者選定 委員会	00万円以上 (科目に関係なく) 総務部文書担 当(IT推進担
3000万円					(*1)	す る 契 約 (2000万円以				当)に協議
一6000万円				局【局長】	財務局	上)は財務局				OA予算の300万円以上及び新規・再構築は額に関係なく全て 総務局情報推進企画部に協議

^{*1} 令和元年度は、3,000万円以上がWTO案件となり財務契約 *2 リース物件の場合は買取価格で判断

契約締結権限及び事案決定権限

		☆ 契約事務の委任等に関	処務規程(平	処務規程(事案決定権)										
夂	項	契 約 担 当 者	局長	所 長(注2)		所	長 (注2)							
*	垬	委 任 事 項	问 女	参事	副参事	参事	副参事							
			3億5,000万円未満	800万円未満	400万円未満	800万円未満	400万円未満							
局	所	1 一般工事、船舶の製造及び修繕の請負	(土木工事、船舶の 製造及び修繕は 2億5,000万円未満)	(農業振興・森 土木工事は2億	林事務所長の 5,000万円未満)	(農業振興事務所長·森林事務所 2億5,000万円未満)								
長 §	長 g	2 設備工事の請負	4,000万円未満	800万円未満	400万円未満	800万円未満	400万円未満							
3	11	3 ガス工事の請負	0	□(800万円未満)	口(400万円未満)	800万円未満	400万円未満							
I		4 地質調査、測量、設計及び工事監理の委託	2,000万円未満	600万円未満	300万円未満	800万円未満	400万円未満							
		1 請負、委託及び労働者派遣	1,000万円未満	600万円未満	300万円未満	800万円未満 [600万円未満] 建物管理、調								
局	所	2 知事指定以外の委託 及び 修繕の請負	0	□(800万円未満)	□(400万円未満)	800万円未満	400万円未満							
長	長	物品の買入 3	3,000万円未満	300万円未満	150万円未満	300万円未満	150万円未満							
		3 印刷物の製作	1,500万円未満	300万円未満	150万円未満	300万円未満	150万円未満							
§ 3	§ 11	4 図書、新聞、食品、燃料、動物及びタクシー利用券の買入れ	0	□(300万円未満)	□(150万円未満)	300万円未満	150万円未満							
		5 物品の売払い	0	□(300万円未満)	□(150万円未満)	300万円未満	150万円未満							
П		6 普通財産の売払い、交換、譲与及び貸付、行 政財産の貸付及び地上権の設定	0	所には委任	Eされていない									
		8 知事指定以外の物件の借入れ(注1)	〇(物品等は注1)	□(300万円未満)	□(150万円未満)	300万円未満	150万円未満							
		9 秘密にする必要があるもの	0			事案決定	官範囲内							
		10 保管に関するもの	0			事案決定	官範囲内							
									電気、ガス、水の供給若しくは電気通信、放 送の受信契約で知事指定以外	0	□(300万円未満)	□(150万円未満)	300万円未満	150万円未満
L		12 歳入の原因となるもの(5、6を除く)	0			事案決定	定範囲内							
§ 3	· III	1 非常災害又は緊急事態により必要なもの 2 国、地方公共団体等を相手とするもの	0			事案決定	<u>—————</u> E範囲内							
§ 1	3	佐四却没の伊川仏子 ガ	0											
§ 1	4	− 権限超過の個別的委任				事案決定	官範囲内							

東京都事案決定規程								
件 名	局 長	部 長	課長					
請負又は委託による事業 (工事、船舶の製造、修繕、 通信、運搬の役務の提供。 但し、印刷物の作成、建物 管理、調査委託は除く)	3億円5千万以上	3億円5千万 未満	000,51,					
物件の買入等 (物件の買入れ、売払い、借 入れ、貸付け、印刷物の作 成、建物管理、調査委託)	6千万円 以上	6千万円 未満	300万円 未満					

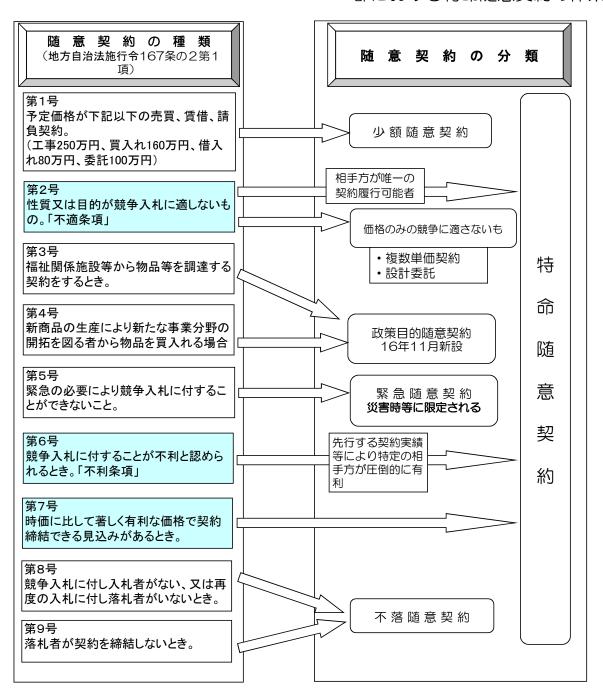
★ 随意契約の 予定価格限度	予定価格別見積業者数			
自治法施行令第167条の2 第1項第1号(別表第5) 契約事務規則第34条の2		30万円 未 満	30万円 以 上	
1 工事・製造の請負	工事	1	2~5	
250万円	上 尹	ı	250万以内	
2 財産の買入れ	物品	1	2~5	
160万円	IN HH	·	160万以内	
3 物件の借入れ	年 #	1	2~5	
80万円	賃 借		80万以内	
4 財産の売払い 50万円	委託	1	2~5 100万以内	
5 物件の貸付け	re 0:		2~5	
30万円	印刷	1	100万以内	
6 前各号以外				
100万円				

※ 都が設立した外郭団体に対する事務事業の委託で、そ の事務事業が当該団体の設立の目的となっているものに ついては、委任規則の対象外の契約であり、知事の補助執 行事務として各局長等が処理できる。(金額の制限はない -知事名の契約となる。)

- (注1) 知事が指定する契約は、2,000万円以上の物品・プログラム・データベースの借入れ契約 及び WTO案件 平成30・31年度は、次の物品等の借入れがWTO案件となる。
 - ① 借入期間の定めがある場合は、総額+見積残存価格が 3,000万円以上
- ② 借入期間の定めがない場合は、月額に48を乗じた額が3,000万円以上のもの(月額約62万円以上が相当)
- (注2) 労働相談情報センター各事務所、職業能力開発センター各校で、権限が越える契約は各センター(参事)が契約 ※ 平成31年度は、3,000万円以上のものがWTO案件となる。

- 網かけ は事案決定権限と契約委任額が異なるものである。
- 〇印は無制限 □印は事案決定権限内

都における特命随意契約の体系



特命随意契約の分類

〇特定の相手方より見積書を徴して契約するもの。

第2号

- ① 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき。
- ② 特殊の性質を有する品物を買い入れ、若しくは契約について特別の目的があることにより品物の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を要するとき。
- ③ 国又は地方公共団体等と直接契約を締結するとき。

第6号

① 現に履行中の工事、物品買入れに直接関連する契約を履行中の契約者以外の者に履行させることが不利なとき。

第7号

① 物品を購入するにあたり、特定の者がその物品を 相当多量に保有し、しかも他の業者に比べて著しく 有利な価格で購入できる場合。